

決定書-/CP.13 バリ行動計画

締約国会議は、

条約の原則及び約束を完全に遵守しつつ、その究極の目的を達成するべく、早急に条約の実施強化を図ると決議し、

経済、社会の発展ならびに貧困の撲滅が世界的な優先課題であると再確認し、

気候系の温暖化は明白であり、排出削減の遅れは、低水準の安定化達成の機会を大きく損なうとともに、気候変動の深刻な影響を受ける危険性を増大させるとする気候変動に関する政府間パネルの第四次評価報告書の知見に広え、

条約の究極の目的達成には、地球規模排出量の大幅削減が必要であると認識し、気候変動に関する政府間パネル第四次評価報告書に示された気候変動への対応の緊急性¹を強調し、

1. 現在、2012年まで、そして2013年以降にわたる長期の協力行動により、条約の全面的、効果的、持続的な実施を可能にするべく総合プロセスを開始し、締約国会議第15回会合においてその成果について合意をし、決定書を採択するため、特に下記の各項を実施すると決議し：

(a) 条約の規定及び原則に則り、特に、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則に則り、さらに社会的及び経済的状況並びに関連する要素に配慮し、条約の究極の目的を達成するべく、地球規模排出削減の長期目標を含む、長期的な協力行動に関するビジョンを共有、

(b) 気候変動の緩和に関する国内／国際的行動の強化、これには次のものを含む：

(i) 全ての先進国締約国による、計測・報告・検証可能で各国に適合する緩和の約束または行動、これには排出制限及び削減の数量目標を含める、なお各国の国情に違いに配慮した上で、それぞれの取り組みを比較できるようにする、

(ii) 技術、資金、能力向上による支援を受け、実行可能となる持続可能な発展の概念に則った、途上国締約国による各国に適合する緩和の行動、これは計測・報告・検証が可能な方法で行われる、

(iii) 途上国における森林減少及び森林劣化を原因とする排出の削減に関連する問題に対する政策手法の採用とプラスのインセンティブの提供、ならびに途上国における保全の役割、森林の持続可能な管理、森林炭素貯留量の増

¹ 気候変動に関する政府間パネルの第四次評価報告書作業部会III報告書、テクニカルサマリー、39頁と90頁、および13章、776頁

加、

(iv) 条約4条1(c)項の実施強化を目的とする、協働でのセクター別アプローチ及びセクター特有の行動、

(v) 途上国及び先進国を取り巻く状況の違いに配慮し、緩和行動の費用効果を高め、その推進をはかることを目的とする、市場活用機会などの多様な手法、

(vi) 対応措置の経済的、社会的な影響結果、

(vii) 緩和を一貫して統合的に行う手段として、多国間組織、公共部門、民間部門、市民社会における各種活動及びプロセスのシナジー構築を推進することを目的とする、条約の媒介的な役割を強化する方法、

(c) 適応行動の強化、これには特に次の項目の検討を含む：

(i) 適応行動の速やかな実施を支援する国際協力、これには脆弱性の評価、行動の優先度づけ、資金的なニーズの評価、能力向上及び対応戦略、セクター別及び国別計画への適応行動の組み込み、特定の事業及び計画、適応行動実施へのインセンティブの提供、その他気候に抵抗できる (climate resilient) 開発を可能にし、全ての締約国の脆弱性を軽減する方法が含まれる、いずれも気候変動の悪影響をもっとも受けやすい途上国、特に後進開発途上国及び小島嶼開発途上国の緊急の、及び当面のニーズに配慮し、さらに旱魃、砂漠化、洪水の影響を受けるアフリカ諸国のニーズを考慮に入れる、

(ii) リスク管理及びリスク軽減戦略、これには保険などリスクを分散し移転するメカニズムを含める、

(iii) 災害軽減戦略及び気候変動の悪影響を受けやすい途上国における気候変動の影響による損失及び被害に対処する方法、

(iv) 経済を多角化し、回復力 (resilience) を高める、

(v) 適応を一貫して統合的に行う手段として、多国間組織、公共部門、民間部門、市民社会における各種活動及びプロセスのシナジー構築を推進することを目的とする、条約の媒介的な役割を強化する方法、

(d) 緩和と適応の行動支援を目的とする技術開発及び技術移転の行動の強化、特に下記の項目を検討する：

(i) 環境に優しい技術の入手可能性を拡大するため、途上国締約国への技術の開発及び移転の規模拡大に対する障壁を除去し、資金面ならびにその他のインセンティブを提供する、効果の高いメカニズム及び手段の強化、

(ii) 環境に優しい安価な技術の展開、普及、移転を加速する方法、

(iii) 既存技術、新技術及び革新的技術の研究開発における協力、これにはウィン-ウィン（両方に有利な）解決方法を含める、

(iv) 特定部門における技術協力のメカニズム及びツールの効果性、

(e) 緩和及び適応のための行動並びに技術協力を支援するための資金源及び投資を提供する行動の強化、特に次のものを検討する、

(i) 適切で予見可能で持続可能な資金源及び資金・技術による援助へのアクセス改善並びに新しい追加的資源の提供、これには途上国締約国に対する公的な援助及び譲与を含める、

(ii) 途上国締約国の国内緩和戦略及び適応行動の実施強化に対するプラスのインセンティブ提供、

(iii) 気候変動の悪影響を特に受けやすい途上国締約国での適応コスト調達を支援する革新的な資金供与手法、

(iv) 持続可能な開発政策に基づく適応行動の実施に対し、インセンティブを提供する方法、

(v) 公共部門及び民間部門の資金供与及び投資の流動化、これには低炭素の投資選択の促進も含める、

(vi) 途上国の適応コスト評価の能力向上に対する資金援助及び技術援助、特に最も脆弱な途上国の資金ニーズ評価に対する支援、

2. このプロセスは、条約下部組織の補助機関に属するものとして、条約の下での長期協力の行動に関するアドホック・ワーキング・グループとの名称でここに設立されるものとし、締約国会議第15回会合での採択を目的に、2009年までにその作業を終了し、成果を締約国会議に提出すると決議し、

3. このプロセスは直ちに開始されるものとし、このグループの会合は実行可能な限り、またその作業終了に必要な限り、頻繁に開催し、可能な場合は、条約の下で設立された他の組織の会合と合同で行うこととし、必要な場合は、その会合においてワークショップ及び他の活動を開催して活動を補えることで合意し、

4. このグループの第一回会合は、実行可能な限り早く、2008年4月までに行うべきであると決議し、

5. このグループの議長及び副議長は、一名を条約の附属書Iに記載する締約国（附属書I締約国）の者、もう一名を条約の附属書Iに記載されない締約国（非附属書I締約国）の者とし、附属書I締約国及び非附属書I締約国の者の間で、毎年交互に務めると決議し、

6. 本附属書に記載する会議日程案に留意し、

7. 当該グループに対し、その第一回会合において、一貫性のある統括的な作業計画を策定するよう指示し、
8. 締約国に対し、2008年2月22日までに、上記1項に言及する要素を考慮に入れた本作業計画に関する意見書を事務局に提出し、同グループの第一回会合での審議に向け事務局が編集できるようにするよう求め、
9. 同グループに対し、その進捗状況を締約国会議第14回会合に報告するよう要請し、
10. 同グループの報告に基づきそれまでの進捗状況を第14回会合で評価することで合意し、
11. このプロセスにおいては、入手可能な最善の科学情報、条約及び京都議定書実施の経験、条約及び議定書のプロセス、他の関連する政府間プロセスの成果、ビジネス社会、研究者社会、市民団体の識見を得ることで合意し、
12. 当該グループの作業構成は、旅費補助の資格を有する締約国代表に費用を支給し、会合開催の業務と本質的な支援業務を提供するため、多額の追加資源を必要とする旨と指摘し、
13. 当該グループの作業遂行を進めるため、資金供与が可能な締約国に対し、UNFCCCプロセスにおける参加信託基金及び補助活動信託基金へ上記12項に言及する目的のための資金を供与し、このほか当該グループの会合主催など、他の形での支援を行うよう、強く要請する。

附属書

条約の下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキング・グループ、2008年会合予定
(暫定)

会合	日付
第1回会合	2008年3月/4月
第2回会合	2008年6月、第28回補助機関会合と合同
第3回会合	2008年8月/9月
第4回会合	2008年12月、第14回締約国会合と合同